

文献解題

Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting (CDSB Guidance)(その3・完)

赤塚尚之

Naoyuki Akatsuka

滋賀大学 経済学部 / 准教授

I | 本稿について

本稿は、赤塚(2022a) および赤塚(2022b) に続くものであり、気候変動開示基準審議会(CDSB)¹⁾が2020年12月に公表したガイダンス「気候の会計：気候関連事象と財務報告の統合」(以下、「ガイダンス」)の第2章「気候関連事象は企業の財務報告にどのように反映されるか?」と、付録Aにある設例のうち、IAS第36号「資産の減損」に関するものを取り上げる²⁾。「ガイダンス」は、資産の回収可能価額として使用価値を用いて減損処理を実施することを前提として、①使用価値の算定に用いる将来キャッシュフローの見積りの詳細と、②開示に焦点を当てている。本稿は、そのことをふまえて、赤塚(2022b)と同様、次のとおり構成する³⁾。

- ・減損に関する一連の手続(Ⅱ節)
- ・開示(Ⅲ節)
- ・設例(Ⅳ節)
- ・「3つの文書」との照合(Ⅴ節)

また、CDSBは、「ガイダンス」と「補足文書」⁴⁾に関して、2022年1月に「気候の会計：IFRS基準に基づく財務諸表のための気候関連のチェックリスト」(以下、「チェックリスト」)を公表した。そこで、本稿は、Ⅴ節のあとに補遺を設け、「チェックリスト」のうち、「ガイダンス」が取り上げた4つの基準(IAS第1号、IAS第16号、IAS第36号、およびIAS第37号)に関するチェック事項を取り上げて補足する。

1) CDSBは、2022年1月31日をもって、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の作業を支援すべく、IFRS財団に統合された。

2) 本稿は、2022年3月31日時点の状況に基づき執筆している。

3) 各種用語の訳出方法等については、赤塚(2022a)および赤塚(2022b)を踏襲する。

4) CDSBは、「ガイダンス」の公表後、2021年に2つの補足文書「気候の会計：気候関連事象と財務報告の統合」(以下、「補足文書」)を公表している。「補足文書」は、「ガイダンス」の第2章において取り上げられなかった12の基準(IAS第2号、

なお、IAS第37号に関する内容については、赤塚(2021)との重複が多くなることから、あらためて取り上げないこととした。

II 減損に関する一連の手続

2.1 基本的な取扱い

IAS第36号は、報告期間の終了日ごとに、資産が減損している可能性を示す「兆候(indication)」が認められるか検証することとしている(IAS 36, par. 9)。そして、IAS第36号は、少なくとも表1に示す減損の兆候⁵⁾の有無を検証することとしている(IAS 36, par. 12)。

次に、資産に減損の兆候が認められれば、当該資産の回収可能価額を見積もる(IAS 36, par. 9)。ここに「回収可能価額(recoverable amount)」とは、資産または資金生成単位⁶⁾の「処分費用控除後の公正価値(fair value less costs of disposal)」と「使用価値(value in use)」のいずれか高いほうの額をいう(IAS 36, par. 6)。そして、当該資産の回収可能価額と簿価を比較し⁷⁾、回収可能価額が簿価を下回る(いいかえれば、簿価が回収可能価額を上回る)場合、当該資産の簿価を回収可能価額まで切り下げるとともに、簿価と回収可能価額との差額を減損損失として認識⁸⁾する(IAS 36, par. 59)。

表1 減損の兆候の例(IAS第36号)

外部の情報源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当期において、時の経過または通常の使用によって生じると予想される以上に資産の価値が著しく減少することについて、観察可能な兆候が認められる。 ・ 企業にとって不利な影響をもたらす重要な変化が、企業が事業活動を行う技術的、市場的、経済的、法的環境、または資産が使用される市場において、当期または近い将来に生じると予想される。 ・ 当期において、使用価値の算定に用いる割引利率が、市場金利または他の市場投資収益率の上昇による影響を受けることにより、回収可能価額が著しく減少すると予想される。 ・ 企業の純資産の簿価が、当該企業の株式の市場価値を上回っている。
内部の情報源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産が陳腐化したかまたは物理的に損傷したことについて、入手可能な証拠が存在する。 ・ 当期または近い将来において、資産を使用する(と想定される)範囲または方法について、企業にとって不利な影響をもたらす重要な変化が生じると予想される。例えば、①遊休化、②当該資産が属する事業の廃止またはストラクチャリング計画、③当初の予定よりも処分を前倒しする計画、および④(これまで確定できなかった)耐用年数を確定できるようになったことが、これに該当する。 ・ 資産の経済的成果が予想よりも悪化する(であろう)ことを示唆する証拠が、内部報告をつうじて入手可能である。

(IAS 36, par. 12をもとに筆者作成)

IAS第12号、IAS第19号、IAS第41号、IFRS第2号、IFRS第6号、IFRS第7号、IFRS第9号、IFRS第13号、IFRS第15号、IFRS第16号、およびIFRS第17号)を取り上げ、「ガイダンス」と同様のかたちで検証を行うとともに、関連する設例を提示している。

5) IAS第36号は、表1に示したもののほか、「子会社、共同支配企業、または関連会社からの配当」を挙げている(IAS 36, par. 12)。なお、IAS 36号が提示するリストは、網羅性が担保されたものではない(IAS 36, par. 13)。

6) 「資金生成単位(cash-generating unit)」とは、「他の資産または資産グループから生じるキャッシュインフローから独立したキャッシュインフローを生じさせる識別可能な最小の資産グループ」(IAS 36, par. 6)をいう。

7) 耐用年数が識別不可能な無形資産、使用不可能な無形資産、および企業結合をつうじて取得したのれんについては、減損の兆候の有無を問わず、減損テストを毎期実施する必要がある(IAS 36, par. 10)。

8) 本稿は、有形固定資産、無形資産、探査および評価資産の事後測定において、「原価モデル」(IAS 16, par. 30 ; IAS 38, par. 74 ; IFRS 6, par. 12)を適用することを前提とする。

IAS第36号は、「処分費用控除後の公正価値」について、IFRS第13号「公正価値測定」による公正価値の定義⁹⁾を提示している (IAS 36, par. 6)。また、公正価値から控除する「処分費用」としては、法的費用、印紙税(とそれに類する税金)、資産の除去費用、および資産を売却可能とするために要する直接増分原価が該当する (IAS 36, par. 28)。

また、「使用価値」とは、「資産または資金生成単位から獲得することが予想される将来キャッシュフローの現在価値」 (IAS 36, par. 6) をいい、次の諸要素を反映することによって算定する (IAS 36, par. 30)。

- ・資産から獲得することが予想される将来キャッシュフローの見積り
- ・将来キャッシュフローの金額または時期について生じうる変化についての予想
- ・現在の市場におけるリスクフリー利率によって表される貨幣の時間的価値
- ・資産に固有の不確実性を負担するために要する価格
- ・資産から獲得すると予想される将来キャッシュフローの算定に際し、市場参加者が勘案するであろう諸要因 (「流動性の欠如 (illiquidity)」等)

さらに、使用価値の算定に用いる将来キャッシュフローの見積りには、次の諸要素を反映する¹⁰⁾ (IAS 36, pars. 31(a) and 39)。

- ・資産の継続使用によって生じるキャッシュインフローの予測
- ・資産の継続使用によって生じるキャッシュインフローを獲得するために要するキャッシュアウトフロー (資産を使用可能な状態とする

ための準備に要するものを含む) であり、当該資産に直接配賦できるかまたは合理的かつ首尾一貫した方法をつうじて配分できるものの予測

- ・もしあれば、資産の耐用年数到来後に当該資産を処分することによって獲得する (支払う) と予想される正味キャッシュフロー

「ガイダンス」は、減損に関する一連の手続において、重要性を有する気候関連リスクが及ぼす影響を勘案しなければ¹¹⁾、有形固定資産、鉱物資源に関連して認識された資産 (探査および評価資産)、無形資産、およびのれん等の簿価が、過大表示されるおそれがあるとしている (CDSB 2020, p. 19)。

また、「ガイダンス」は、使用価値の算定に用いる将来キャッシュフローの見積りに影響を及ぼしうる気候関連事象の例として、「TCFD勧告」にいう「物理的リスク」によって生じる事象と「移行リスク」によって生じる事象を挙げている。次項においては、これらのほか、予測または予算期間を超過するキャッシュフローの取扱いを加えて、使用価値の算定に用いる将来キャッシュフローの見積りに影響を及ぼす諸要因の詳細に焦点を当てる。

2.2 使用価値の算定に用いる将来キャッシュフローの見積りに影響を及ぼす諸要因

2.2.1 物理的リスクによって生じる事象

気候関連リスクによって資産に物理的な影響が生じるリスクが増大することは、減損の兆候に該当しうる。そこで、「ガイダンス」は、「物理的リスク」によって生じる事象が減損の兆候に該当する場合、それがキャッシュフローに及ぼす影響を判断する

⁹⁾「公正価値」とは、「測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することによって受け取るかまたは負債を移転するために支払うであろう価格」 (IFRS 13, par. 9) をいう。

¹⁰⁾ 他方、将来キャッシュフローの見積りには、①将来のリスクチャリングや、②資産の性能の改善または拡張によって生じると予想される将来キャッシュインフロー・アウトフローの見積りを反映してはならない (IAS 36, par. 44)。同様に、将来キャッシュフローの見積りには、①財務活動によって生じるキャッシュインフロー・アウトフローや、②法人所得税の受取額または支払額を反映してはならない (IAS 36, par. 50)。

表2 物理的リスク(急性リスクと慢性リスク)

具体例	財務に及ぼす潜在的な影響
【急性リスク】 ・ 極端な気象事象の重大性の増加 【慢性リスク】 ・ 降水パターンの変化 ・ 気候パターンの大幅な変化 ・ 平均気温の上昇 ・ 海面の上昇	・ 輸送時の支障やサプライチェーンの分断といった、生産能力の減少に起因する収益の減少 ・ 健康、安全、欠勤の常態化といった、労働力に対する悪影響に起因する収益の減少および費用の増加 ・ リスクが高い立地の資産に生じる損傷に起因する現有資産の償却および除去の前倒し ・ 水力発電所に対する水の供給不足や原子力・化石燃料発電所における冷却不足に起因する営業費の増加 ・ 設備の損傷に起因する資本費用の増加 ・ 売上・アウトプットの減少に起因する収益の減少 ・ 保険料の値上り、リスクが高い立地の資産に対する保険の適用可能性の低下

(TCFD 2017, p. 6 and Table 1をもとに筆者作成)

必要があるとしている(CDSB, 2020, p. 19)。

「物理的リスク」は、その名のとおり、気候変動に伴う「物理的な」影響と関連を有するものである。「TCFD勧告」は、「物理的リスク」を、①サイクロン・ハリケーン・洪水といった極端な気象事象の重大性の増加を含む事象に由来する「急性リスク」と、②海面上昇または長期的な熱波の原因となる気候パターン(高温の継続を含む)の長期的な変化に由来する「慢性リスク」に大別している¹²⁾。「急性リスク」と「慢性リスク」の具体例とそれらが財務に及ぼす潜在的な影響は、表2のとおりである。なお、表2に示すとおり、「TCFD勧告」は、「急性リスク」と「慢性リスク」が財務に及ぼす潜在的な影響を区別していない。

2.2.2 移行リスクによって生じる事象

「移行リスク」は、低(脱)炭素経済への移行と関連を有する。「TCFD勧告」は、「移行リスク」を①「政策および法的リスク」、②「技術リスク」、③「市場リスク」、および④「評判リスク」の4つに細分している(TCFD 2017, p. 5)。これらのうち、「ガイ

ダンス」は、「政策および法的リスク」と「市場リスク」について言及している。

2.2.2.1 政策および法的リスク(政府措置の動向についての予想)

「ガイダンス」は、新規制や新法の順守に要するコストや、カーボンプライシングの導入といった政府措置の動向についての予想を、将来キャッシュフローに反映する必要があるとしている。これについて、「ガイダンス」は、新規制や新法、政府措置の成立・施行・実施を待つ必要はないとしている¹³⁾。したがって、新規制や新法、政府措置に起因してキャッシュフローが変動する可能性については、その詳細が未確定である段階から将来キャッシュフローに反映する必要がある(CDSB 2020, p. 20)。

ちなみに、「TCFD勧告」の文言どおりに解すれば、「ガイダンス」にいう「政府措置の動向についての予想」は、「移行リスク」のひとつである「政策および法的リスク」と結び付く¹⁴⁾。「政策および法的リスク」の具体例と財務に及ぼす潜在的な影響を

11) これには、リスクの存在が減損の潜在的な兆候に該当するか判断することを含む。

12) 「TCFD勧告」に基づく気候関連リスクの分類・整理の詳細については、赤塚(2021, pp. 76-79)を参照。

13) Deloitte(2020, p. 4)も、同様の指摘を行っている。

14) 「ガイダンス」は、保険料の値上り(表3を参照)についても、将来キャッシュフローに反映する必要があるとしている(CDSB 2020, p. 20)。

表3 移行リスク(政策および法的リスク)

具体例	財務に及ぼす潜在的な影響
<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出価格の値上り ・温室効果ガス排出量を報告する規制の強化 ・既存の製品およびサービスに対する規制の強化 ・訴訟にさらされること 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令順守費用の増加や保険料の値上りといった、営業費の増加 ・政策変更に起因する現有資産の償却、減損、除去の前倒し ・罰金および判決に起因する製品・サービスに対するコストの増加および(または)需要の減少

(TCFD 2017, Table 1をもとに筆者作成)

表4 移行リスク(市場リスク)

具体例	財務に及ぼす潜在的な影響
<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の行動の変化 ・市場シグナルの不確実性 ・原料価格の値上り 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の嗜好の変化に起因する製品・サービスに対する需要の減少 ・インプット(エネルギー・水) 価格の変動に起因する製品原価の増加 ・アウトプット(廃棄物処理) 規定の変更に起因する製品原価の増加 ・エネルギー費用の急激かつ予期せぬ変動 ・収益の減少に起因する収益構造および収益源の変化 ・資産の再評価(化石燃料の備蓄量、土地の評価額、有価証券の評価額)

(TCFD 2017, Table 1をもとに筆者作成)

整理すれば、表3のとおりである。

2.2.2.2 市場リスク (顧客の行動の変化についての予想)

「ガイダンス」は、将来において気候関連事象が製品の販売数量および販売価格にポジティブまたはネガティブな変化をもたらす結果として生じるであろう「顧客の行動 (customer behavior) の変化」¹⁵⁾についての予想の最善の見積りを、将来キャッシュフローに反映することとしている(CDSB 2020, p. 19)。

ちなみに、「TCFD勧告」の文言どおりに解すれば、「ガイダンス」にいう「顧客の行動の変化」は、「市場リスク」と結び付く。「市場リスク」の具体例と財務に及ぼす潜在的な影響を整理すれば、表4のとおりである。

また、「気候関連の機会」との関連に照らしても、

「ガイダンス」が「市場リスク」を念頭に置いていることが分かる。「TCFD勧告」は、「市場リスク」について、「気候関連リスクと気候関連の機会」がこれまで以上に色濃く反映されることによる特定の商品、製品、サービスに対する需要と供給の変化が、市場に及ぼす主要な影響のひとつである。」(TCFD 2017, p. 6) (傍点筆者) と、「市場リスク」と「気候関連の機会」¹⁶⁾との関連について明確に言及するとともに、それによってポジティブな結果がもたらされうることも示唆している¹⁷⁾。ちなみに、ここにいう「気候関連の機会」としては、「製品およびサービス」(注16を参照) が該当する。「TCFD勧告」は、「製品およびサービス」について、「低排出の新製品および新サービスを創造・開発する組織は、自身の競争上の地位を向上させ、消費者および生産者の嗜好を活用できる可能性がある。」(TCFD 2017, p. 7) としている。「製品および

15) 例えば、今後、二酸化炭素排出量が多い製品に対する需要が減少する一方で、持続可能な製品に対する需要が増加する可能性がある。

16) 「気候関連の機会」とは、気候変動が組織に及ぼすポジティブな影響をいう (TCFD 2017, Appendix 5)。そして、気候関連の機会は、①資源効率、②エネルギー源、③製品および

サービス、④市場、および⑤レジリエンスの5つに大別される。

17) 「評判リスク」は、「消費者の嗜好の変化」を具体例として挙げているものの、「気候関連の機会」との関連が明確ではない(TCFD 2017, Table 1)。

表5 気候関連の機会(製品およびサービス)

具体例	財務に及ぼす潜在的な影響
<ul style="list-style-type: none"> ・より低排出の製品およびサービスの開発および(または)拡大 ・気候への適応と保険リスクソリューションの開発 ・研究開発およびイノベーションをつうじた新製品またはサービスの開発 ・事業活動を多様化する能力 ・消費者の嗜好の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・より低排出の製品およびサービスに対する需要が増加することによる収益の増加 ・気候への適応に対するニーズを満たす新たなソリューション(保険リスク移転商品およびサービス)をつうじた収益の増加 ・消費者の嗜好の変化に対応し、競争上の地位を改善することによる収益の増加

(TCFD 2017, Table 2をもとに筆者作成)

サービス」の具体例と財務に及ぼす潜在的な影響を整理すれば、表5のとおりである。

2.2.3 予測または予算期間を超過するキャッシュフロー

IAS第36号は、将来キャッシュフローについて、経営者が承認した直近の財務予算・予測を基礎とすることとしている。そして、将来キャッシュフローの予測期間は、より長期間とすることを正当化できる場合¹⁸⁾を除き、5年が上限とされる(IAS 36, par. 33(b))。

また、IAS第36号は、通増率の使用を正当化できる場合を除き、一定または通減する成長率を用いた予算・予測に基づき推定することにより、直近の財務予算・予測期間を超えるキャッシュフローを予測することとしている。当該成長率は、より高い成長率の使用を正当化できる場合を除き、製品、産業部門、企業が事業活動を行う国(々)、および当該資産が使用される市場における長期平均成長率を超えてはならない(IAS 36, par. 33(c))。

さらに、IAS第36号は、後続年度における成長率を用いた予算・予測に基づき推定することにより、資産の耐用年数到来時点までの将来キャッシュフローを見積もることとしている。なお、当該成長率

は、その上昇が製品または産業部門のライフサイクルに関する客観的な情報と整合的である場合を除き、一定であるかまたは通減する(IAS 36, par. 36)。

「ガイダンス」は、企業による最善の見積りが気候関連事象の影響を受ける場合、予測期間(5年)を超えるキャッシュフローを資産の耐用年数にあわせて勘案する必要があるとしている。また、そのような場合において、気候関連事象の影響を反映せず、単に一定期間を超える予算または予測キャッシュフローを推定することは適切ではない。そこで、「ガイダンス」は、気候変動の影響が生じると予想される時期、特性、および規模を反映すべく、予算または予測キャッシュフローを修正する必要があるとしている(CDSB 2020, p. 20)。

III 開示

IAS第36号パラグラフ132は、資金生成単位の簿価に「のれんまたは耐用年数が識別可能な無形資産」が含まれる場合を除き、当期において資産(資金生成単位)の回収可能価額の算定に用いた前提を開示することを推奨(encourage)している(IAS 36, par. 132)。したがって、厳密に言えば、パ

18) 例えば、予測に信頼性があると認められ、かつ、過去の経験に照らしてより長期のキャッシュフローを正確に予測する能力を経営者が有することを立証できる場合が該当する(IAS 36, par. 35)。

表6 シナリオ(設例H)

- ・ビール会社(グループ)は、物理的な気候変動が自社(グループ)の将来の事業活動に及ぼす潜在的な影響を検証している。
- ・大麦とホップを生産する一部のサプライヤーについては、洪水と干ばつの影響により、特定の地域における必要生産量を確保することが困難な状況に陥ることが予想される。これにより、原料価格が高騰し、グループ内の一部またはすべての資金生成単位のコストが増加すると予想される。
- ・特定の工場については、洪水の影響により、醸造工程やボイラーの洗浄に用いる水が汚染される可能性がある。水が汚染された場合、汚染水を浄化するか、水を別途購入するか、さらには洪水の心配がない他の地域から水を調達する必要がある。そして、最悪の場合には、洪水の発生リスクが高い地域にある工場を閉鎖し移転する必要がある可能性がある。

(CDSB 2020, Example H(p. 39)をもとに筆者作成)

ラグラフ132は、開示を一律に強制しているわけではない。これについて、IAS第1号「財務諸表の表示」は、財務諸表の主要な利用者が特定の取引その他の事象および状況が企業の財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローに及ぼす影響を理解するために、IFRS基準の定めによらない情報が不可欠である場合、当該情報を提供すべきか別途検討を要するとしている(IAS 1, par. 17(c))。それを受けて、実務記述書第2号「重要性の判断の行使」は、IAS第36号パラグラフ132が定める開示規定を超えて追加開示を行う設例を提示している¹⁹⁾。「ガイダンス」も、同様の追加開示を行う可能性を指摘している。

また、「ガイダンス」は、「のれんおよび耐用年数が識別不可能な無形資産」の減損手続においても気候関連リスクを勘案し、IAS第36号パラグラフ134に基づき、「のれんまたは耐用年数が識別不可能な無形資産」を含む資金生成単位の回収可能価額の算定に用いた見積りの開示²⁰⁾を行う必要があるとしている(CDSB 2020, p. 20)。

その他、「ガイダンス」は、次節において言及するとおり、設例において、IAS第1号に基づく開示についても適宜言及している。

IV 設例

「ガイダンス」は、IAS第36号に関する3つの設例(設例H、設例I、および設例J)を提示している。いずれの設例においても、回収可能価額として使用価値を用いて減損損失を認識することが前提となっている。

4.1 設例H

4.1.1 シナリオおよび減損手続

設例Hのシナリオは、表6のとおりである。設例Hは、物理的な気候変動に伴うコストの増加分がサプライチェーンに転嫁される場合、「物理的リスク」がサプライヤーに及ぼす潜在的な影響をキャッシュフローの見積りに反映すべきことを明確にすることを意図したものである(CDSB 2020, p. 19)。

設例Hは、資金生成単位の減損テストを実施するに際し、原料価格が高騰する可能性と、工場において使用する水に関するコストが増加する可能性を勘案することにより、資金生成単位のキャッシュアウトフローが増加するとしている(CDSB 2020, p. 39)。これにより、資金生成単位が獲得で

¹⁹⁾ 赤塚(2022a, 表3)を参照。

²⁰⁾ 赤塚(2022b, 注12および表3)を参照。

きる正味のキャッシュフローは減少し、当該資金生成単位の使用価値(回収可能価額)も減少することとなる。結果として、当該資金生成単位について減損損失を認識する蓋然性が高くなる。そして、減損損失を認識する場合には、その額も大きくなる。

また、設例Hは、減損損失を認識することにより、当期の財務諸表に次の影響が生じている(CDSB 2020, p. 40)。

- ・関連する有形固定資産の価値の減少
- ・純利益およびEBITDAを構成するマージンの減少

さらに、設例Hは、IAS第36号パラグラフ17に基づき、関連する有形固定資産の耐用年数の見直しについて検証を行う必要がある²¹⁾としている(CDSB 2020, p. 39)。

4.1.2 開示

設例Hは、財務諸表に対する注記において、のれんおよび有形固定資産について認識した減損損失の額、耐用年数、関連を有するセグメント、および用いた前提を開示²²⁾する必要があるとしている(CDSB 2020, p. 40)。

加えて、設例Hは、IAS第36号によって開示が求められるものの、IAS第1号に基づき、「物理的リスク」がコストおよび時期に及ぼす影響に関する経営者の判断と、関連する不確実性を加味した前提に関する感度分析²³⁾を追加開示することが、投資家にとって有益であるとしている(CDSB 2020, p. 40)。

もっとも、設例Hは、以上についての具体例を提示していない。

21) IAS第36号パラグラフ17は、減損の兆候が認められれば、減損損失を認識していなくても、当該有形固定資産の残存耐用年数、(減価)償却の方法、または残存価額の見直しと修正が必要となる場合があるとしている(IAS 36, par. 17)。

22) 使用価値の使用を前提とした開示(IAS第36号パラグラフ126, 129, 130, 131)については、赤塚(2022b, 表6, 注20, 注21)を参照。

4.2 設例I

4.2.1 シナリオ

設例Iのシナリオは、次頁の表7のとおりである。当期は2020年度であり、報告期間の開始日は1月1日、終了日は12月31日である。設例Iは、使用価値の算定における将来キャッシュフローの予測の詳細を明らかにしている。

4.2.2 減損手続

4.2.2.1 キャッシュインフローの予測

最初の5年間のキャッシュフローは、直近の財務予測を基礎として、資産の残存耐用年数にわたり継続すると予想される経済状況に関する最善の見積りの根拠となる合理的かつ裏づけを有する前提を用いて見積もる(IAS 36, pars. 33 and 35)。設例Iは、キャッシュインフローの予測に際し、次の諸事項を勘案することとしている(CDSB 2020, p. 41)。

- ・各国における温室効果ガス排出量削減規制やICE使用の段階的禁止が将来キャッシュフローや利益マージンに及ぼしうる影響についての見積りを基礎として、経営者による車種別の将来キャッシュフローの変動についての経営者の予想
- ・大都市圏における石油および炭素価格の変動についての予想および大気汚染をめぐる懸念の拡大についての予想(各国が「パリ協定」に即して温室効果ガスの正味排出量を削減する意向を表明済であるため)
- ・低排出車・電気自動車の購入台数の増加や自動車以外の移動手段の利用等、消費者の嗜好および行動の変化
- ・消費者行動が変化するスピードと、ICE搭載

23) 赤塚(2022b, pp. 88, 91-92)を参照。

表7 シナリオ(設例)

- ・自動車メーカーは、内燃機関(ICE)を搭載する乗用車(ガソリン車とディーゼル車)を製造・販売している。
- ・メーカーが事業活動を行うほとんどの国の政府は、温室効果ガス排出量を削減するグローバルな目標の達成に向けて、ICEの使用を向こう20年間で段階的に禁止し、2040年から2050年の間に全面的に禁止する計画を公表した。なお、企業が事業活動を行うほとんどの国の政府は、各種計画を公表した後ただちに法を成立させ、政策を実施してきた実績を有する。
- ・ICEの使用を段階的に禁止するに先がけて、温室効果ガス排出量を削減すべく、次の政策を実施している国々がある。
 - ①炭素税の導入(ガソリン価格に反映することにより、最終消費者が負担する)
 - ②自動車メーカーに対する排出権取引(キャップアンドトレード方式)の創設
 - ③電気自動車(EV)の購入補助金制度の創設
 - ④全車種に対する低排出規制の導入
- ・経営者は、近年、消費者の嗜好に変化が生じていること(電気自動車に対する関心の高まり)を把握しているものの、低排出ガス車の製造・販売に関する事業戦略を策定していない。
- ・各国政府による温室効果ガス排出量の削減規制、ICEの使用規制、および消費者の嗜好の変化は、減損の兆候に該当する。そこで、メーカーは、ICEとそれを搭載する乗用車の製造工場、技術装置、機械等の有形固定資産について減損テストを実施した*。その結果、回収可能価額として使用価値を用いて、資金生成単位の減損損失を認識した。

*設例Iは、政策変更の時期をふまえ、減損テストに先がけて、IAS第16号「有形固定資産」パラグラフ51に基づき、有形固定資産の残存耐用年数の見直しを行うこととしている(赤塚 2022b, pp. 94 and 95を参照)。

(CDSB 2020, Example I(pp. 40 and 41)をもとに筆者作成)

車に対する需要が減少する時期の予想²⁴⁾

- ・各国における電気自動車の製造コストの低減の度合い(補助金による効果を含む)
- ・ICE搭載車の段階的禁止を実施しない国々における低燃費車への移行時期
- ・各国におけるICE搭載車の禁止規制等の実施までに要する期間の予想

4.2.2.2 キャッシュアウトフローの予測

最初の5年間のキャッシュアウトフローの見積りと前提は、資金生成単位を構成する資産に直接配賦でき、かつ、資産を継続的に使用するために要する額であり(IAS 36, par. 39(b))、将来における需要の変化を勘案した前年度の営業費用を基礎とする。設例Iは、キャッシュアウトフローの予測に際し、次の諸事項を勘案することとしている

24) 経営者による予想は、国ごとに異なる。また、当該予想は、顧客や収益の喪失を含む。なお、設例Iは、需要の減少と、それに伴うキャッシュインフローの減少およびその時期を予想するに際し、IPR(Inevitable Policy Response)による「政策予測報告書」を参照できるとしている(CDSB 2020, p. 42)。

(CDSB 2020, p. 42)。

- ・低排出規制を実施している国々において生じる追加製造コスト²⁵⁾
- ・温室効果ガス排出量の削減規制を導入しているもののICE搭載車の段階的禁止を表明していない国々において販売を継続するために要するコスト²⁶⁾と、それ以外の国々における収益の喪失額との比較
- ・キャップアンドトレード方式による排出権取引制度が導入されている国々におけるクレジット購入費用と罰金支払額との比較²⁷⁾

4.2.2.3 その他

以上のほか、設例Iは、将来キャッシュフローに関して、次の諸事項を指摘している(CDSB 2020, p. 42)。

25) 例えば、排出量の削減に資する技術コストや、低燃費ICE搭載車の製造コストが、これに該当する。

26) 十分な利益マージンの獲得に貢献できるよう、当該コストが管理可能であるか勘案する必要がある。

27) これは、電気自動車の製造・販売計画を有していないメーカーにとって、極めて重要とされる。

- ・ICE搭載車の段階的禁止の実施時期は、複数年度のキャッシュフローに影響を及ぼす。また、後期(2040年)以降における二酸化炭素コストの上昇予想も、見積りに影響を及ぼす。経営者は、最初の5年間を超える(とくに資産の耐用年数の最後のほうの時期の)予想キャッシュフローを算定すべく、規制当局と意見交換を行い、また、顧客行動の調査、市場調査、およびIPRとIEAによる予測(注24を参照)を検証する。
- ・最初の5年間における売上高と需要の減少幅は、主要な政策が実施される資産の耐用年数の最後のほうの時期と比べて、それほど大きくならないと予想される。
- ・最初の5年間を超えるキャッシュフローについては、最初の5年間の予想に基づき推定しつつ、ICE搭載車の使用規制が前倒しされる可能性も勘案する必要がある。
- ・気候政策に遅れが生じるというIPRによる予測をふまえ、後期におけるキャッシュフローの減少が加速すると予想される。また、ICE搭載車の使用禁止が近づくにつれて、他のクリーンな移動手段に対する投資や利用が増加することによって、ICE搭載車に対する需要は急速に減少することが予想される。メーカーは、多くの消費者がICE搭載車を使用し続けると予想しつつ、初期のキャッシュフローに影響を及ぼすことも勘案する必要がある。
- ・新戦略の採用、工場の新設、さらには電気自動車を製造するために要する現有資産の改良には、時間とコストを要する。工場を新設する場合には、多額のキャッシュアウトフローが生じる。

4.2.3 開示

設例Iは、次の諸事項を指摘している(CDSB 2020, p. 43)。もともと、設例Iは、以下についての具体例を提示していない。

- ・IAS第1号パラグラフ122およびパラグラフ129に基づき²⁸⁾、使用価値の算定に用いた重要な前提、将来キャッシュフローの見積り、関連する判断、および前提に関する感度情報を開示すべきである。なお、用いた前提(炭素価格、需要の変化、商品価格)は、年度ごとに表形式で開示することがのぞましい。収益、減損損失、営業利益等、関連する財務諸表項目の感度情報についても、開示することがのぞましい。
- ・投資家は、前年度との比較情報や、将来キャッシュフローの変動についての予測を決定する経営者の思考プロセスに関する情報を求める可能性がある。
- ・投資家にとって、減損の兆候に関する情報と、資産や減損損失等についての車種別の内訳情報を財務諸表において表示することが有益である。
- ・経営者は、国ごとに、収益の内訳²⁹⁾、主要な規制、規制の実施時期についての予想を開示することを検討する必要がある。これらは、表形式で開示することがのぞましい。
- ・投資家は、資産の耐用年数の変更についての予想と、耐用年数の変更に伴う減価償却費の変動に関する情報を求める可能性がある。

²⁸⁾ 赤塚(2022b, pp. 85-88)を参照。

²⁹⁾ 赤塚(2022b, pp. 91-92)を参照。

表8 シナリオ(設例J)

- ・ホテルグループは、複数の小規模ホテルブランドの買収をつうじて急速に事業を拡大した結果、会計上、多額ののれんを認識している。
- ・当該グループが取得したあるリゾートホテルブランドは、群馬と、気候関連リスクの影響を受ける可能性が高まっている地域にホテルを所有している。
- ・経営者は、気候関連リスクを勘案したうえで、資金生成単位の将来キャッシュフローを見積もっている。これは、例えば、旅行者(消費者)の旅行パターンの変化やホテル事業を営む地域における自然災害の発生確率の上昇を、将来キャッシュフローに反映することを意味する。また、気候関連リスクは、グループの収益創出能力にも影響を及ぼす。
- ・資金生成単位(リゾートホテルブランド)の減損の兆候には、例えば、次のものがある。
 - ① 当期または近い将来におけるリゾートホテルに対する需要の大きな変化
 - ② 観光時期に対する許認可規制の実施
 - ③ 航空機の飛行数に対する許認可規制の実施
 - ④ ホテル敷地内における損傷についての追加証拠
 - ⑤ 自然現象による損害の発生についての予想
- ・将来キャッシュフローの見積りには、次に示す経営者の判断を反映する。
 - ① 気温の上昇に伴いモンスーンやハリケーンの発生期間が長期化したことによる営業期間の短縮
 - ② ホテル所在地のすべてにおける極端な気候事象の影響による修繕費(営業費)の増加
 - ③ 施設を使用可能な状態に回復するために要する時間と、その間に生じる機会損失(営業期間の短縮を含む)を反映した、事業の中断に伴い生じるコスト
 - ④ 旅行者の嗜好や旅行パターンの変化に伴う宿泊者数の減少
 - ⑤ 資産のリスクを反映することによる資本コストの増加
- ・2020年12月31日時点における資金生成単位の簿価は、9,000万ポンドである。そのうち、のれんの簿価は2,500万ポンドであり、のれん以外の資産の簿価は6,500万ポンドである。また、同日における資金生成単位の回収可能価額(使用価値)は、5,000万ポンドである。

(CDSB 2020, Example J(pp. 43-45)をもとに筆者作成)

4.3 設例J

4.3.1 シナリオ

設例Jのシナリオは、表8のとおりである。当期は2020年度であり、報告期間の開始日は1月1日、終了日は12月31日である。設例Jは、のれんを含む資金生成単位の減損処理に焦点を当てている。

4.3.2 減損手続

表8のとおり、資金生成単位(リゾートホテルブランド)には、複数の減損の兆候が認められる。そして、2020年12月31日時点におけるその簿価は9,000万ポンドであり、同日における回収可能価額(使用価値)である5,000万ポンドを上回る。した

がって、当該資金生成単位について、減損損失4,000万ポンドを認識する必要がある³⁰⁾。

IAS第36号は、資金生成単位に生じた減損損失は、次の手順により、当該資金生成単位を構成する資産の簿価を減額することによって配分することとしている(IAS 36, par. 104)。

- ① 資金生成単位に配分されたのれんの簿価を減額する。
- ② 次に、資金生成単位を構成するのれん以外の資産の簿価に応じて比例配分することにより、当該資金生成単位を構成するのれん以外の資産に配分する。

30) 設例Jは、再評価モデルを適用した場合の取扱いについても言及しているが、ここでは原価モデルを適用した場合の取扱いのみ取り上げる。

したがって、まず、資金生成単位に生じた減損損失4,000万ポンドのうち、2,500万ポンドについては、のれんに配分する。これにより、当該資金生成単位に配分されたのれんの簿価は、ゼロとなる。次に、減損損失の残額1,500万ポンドについては、当該資金生成単位を構成するのれん以外の資産に配分する。なお、設例Jは、のれん以外の資金生成単位を構成する資産の詳細を明確にしておらず、減損損失の個々の資産への比例配分について言及していない。

4.3.3 開示

設例Jは、IAS第36号パラグラフ130に基づく開示に加えて、IAS第1号パラグラフ125およびパラグラフ129に基づく開示について言及している³¹⁾。主要な前提に関する開示については、IAS第36号が開示を求める割引率および成長率の開示に限定されない(CDSB 2020, p. 45)。

なお、設例Jは、以上についての具体例を提示していない。

V 「3つの文書」との照合

「3つの文書」(「In Brief」(IASB 2019)、「教育資料」(IASB 2020)、および「共同文書」(AASB and AUASB 2019))は、気候関連事象がIAS第36号に及ぼす影響について、次頁の表9のとおり指摘している。なお、「In Brief」と「共同文書」の内容は同一であるため、表中において一括りにしている。

II節ないしIV節と表9を照合すれば、厳密には採掘業や「気候関連の機会」、さらにはIAS第1号に基づく開示に対する言及の有無といった相違を

指摘することができるものの、「ガイダンス」第2章と設例H、設例I、設例Jが参照するパラグラフと「3つの文書」が参照するパラグラフはほぼ同じであり、IAS第36号について同様の論点を取り上げ、指摘している内容も同じであることが分かるであろう。なお、「ガイダンス」は、「3つの文書」と比較した場合、次の特筆すべき特徴を有している。

- ・減損手続に影響を及ぼす具体的なリスクの種類を特定するかまたは示唆している。
- ・回収可能価額として使用価値を用いることを前提として、とくに設例Iをつうじて、将来キャッシュフローの見積りの詳細を明確にしている。

反面、「ガイダンス」の難点としては、設例において、減損損失の開示に関する具体的な様式等を明示していないことを挙げることができよう³²⁾。もっとも、現状において、「ガイダンス」(「補足文書」と「チェックリスト」を含む)は、気候関連事象が財務諸表に及ぼす影響について具体的かつ豊富な情報を提供する先駆的なものであり、「3つの文書」を補完するに十分な資料的価値を有することには変わらない。

補遺

CDSBは、2022年1月、財務諸表作成者がIFRS基準に基づき作成表示される財務諸表と関連を有する気候関連事象を識別する一助となることを目的として、「チェックリスト」を公表した。

「ガイダンス」が取り上げた4つの基準に関連する「チェックリスト」は、次々頁以降の表10ないし表14のとおりである。なお、それぞれの表における番号は、「チェックリスト」において付されたチェック事項の通し番号である。

³¹⁾ 赤塚(2022b, 表6 およびpp. 86-88)を参照。

³²⁾ 赤塚(2022b, 注27)においても言及したとおり、筆者は、文書間の優劣を決定する必要はないと考えている。

表9 IAS第36号と気候関連事象

<p>In Brief/ 共同文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な気候関連リスクが減損手続に及ぼす影響を勘案していなければ、有形固定資産、鉱物資源に関連して認識された資産、無形資産、およびのれんの簿価が、過大表示されるおそれがある。 ・企業が気候関連リスクにさらされていることは、資産(資産グループ)が減損している兆候に該当する可能性がある。また、そのことは、回収可能価額の算定に用いる将来キャッシュインフロー・アウトフローの見積りに影響を及ぼす可能性がある。 ・IAS第36号(AASB第136号)は、のれんまたは耐用年数が識別不可能な無形資産について、将来キャッシュフローの基礎として用いる主要な前提と、それに割り当てる価値の決定に関する経営者の判断を開示することとしている。 ・有形固定資産および鉱物資源に関連して認識された資産について、気候関連リスクが企業の事業活動に重要な影響を及ぼしうる場合、それが回収可能価額の算定においてどのように反映されているかという情報が、財務諸表利用者にとって目的適合的である。 ・投資家は、採掘業における探査または評価を継続すべきか意思決定に際し気候関連リスクの影響が勘案されているか、説明を求める可能性がある。
<p>教育資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、報告期間の終了日ごとに、減損の兆候の有無を検証する必要がある。そして、気候関連事象は、資産(資産グループ)が減損している兆候に該当する可能性がある。 ・例えば、温室効果ガスを排出する製品に対する需要の減少は、当該製品を製造する設備が減損している兆候に該当する。また、規制の改正といった、企業が事業活動を行う外部環境に対して不利な影響をもたらす変化も、減損の兆候に該当する。 ・IAS第36号は、回収可能価額として使用価値を用いる場合、資産から獲得することが予想される将来キャッシュフローの見積りと、将来キャッシュフローの金額または時期に関して生じうる変化についての予想を反映することとしている。企業は、幅を有する将来の経済状況に関する経営者の最善の見積りに関する合理的かつ裏づけを有する前提に基づき、将来キャッシュフローを予測する必要がある。これは、気候関連事象がかかる前提に影響を及ぼすか、検証する必要があることを意味する。 ・IAS第36号は、資産の現在の状況に基づき将来キャッシュフローを見積もることとしている。いいかえれば、将来におけるリストラクチャリングや資産の性能の改善を反映してはならないということである。 ・IAS第36号は、温室効果ガス排出量を削減することを目的とした法の制定等、製造コストの増加をもたらす、減損損失を認識するに至る事象および状況を開示することとしている。 ・特定の状況において、資産の回収可能価額の見積りに用いた主要な前提のほか、当該前提の合理的な範囲における変動に関する情報の開示が必要となる。

(IASB 2019, p. 5; IASB 2020, p. 4; AASB and AUASB 2019, p. 12をもとに筆者作成)

表10 財務諸表の表示

	根拠規定	チェック事項
1	IAS第1号 パラグラフ25	・経営者は、重要性を有する気候関連の不確実性によって、企業が継続企業として継続する能力に重大な疑義が生じていることを、把握しているか？また、経営者が当該状況を把握している場合、このことを開示しているか？
2	IAS第1号 パラグラフ17 パラグラフ31	・IFRS基準による定めに従って準拠するだけでは気候関連事象が企業の財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローに及ぼす影響を財務諸表利用者が理解するために十分な情報を提供できない場合、追加開示しているか？
3	IAS第1号 パラグラフ112	・財務諸表のどこにも表示されないものの、財務諸表の理解に資する気候関連情報を、注記において開示しているか？
4	IAS第1号 パラグラフ55	・企業の財政状態の理解に資すると認められる場合、財政状態計算書に追加科目（非流動資産を「グリーン活動」に関するものと「ブラウン活動」に関するものに細分するといった表示科目の分解を含む）を設定しているか？
5	IAS第1号 パラグラフ85	・企業の財務業績の理解に資すると認められる場合、損益計算書*に追加科目（収益を「通常の事業活動」に関するものと「低炭素活動」に関するものに細分するといった表示科目の分解を含む）を設定しているか？

*「チェックリスト」は、「損益計算書(statement of profit or loss)」と表記している。

(CDSB 2022, p. 7をもとに筆者作成)

表11 見積りの不確実性および前提

	根拠規定	チェック事項
6	IAS第1号 パラグラフ125	・報告日における気候関連事象に関する将来の前提とその他の見積りの不確実性の主要な発生要因のうち、次期に資産および負債の簿価に重要な調整を生じさせるリスクを有するものについて、①それらが有する性質と②報告期間の終了日における簿価を開示しているか？
	IAS第1号 パラグラフ129	・例えば、次の諸事項を開示することにより、次期において資産および負債の簿価に重要な調整を生じさせるリスクを有し、かつ（または）、投資家の意思決定に影響を及ぼしうる将来（気候変動が財務に及ぼす影響を含む）に関する経営者の判断を財務諸表利用者が理解できるようなかたちで、IAS第1号パラグラフ125に基づく開示を行っているか？ ①前提またはその他の見積りの不確実性が有する性質 ②簿価を算定する基礎となる方法、前提、および見積りに対する簿価の感度（感度の理由を含む） ③不確実性の解消についての予想、および影響を受ける資産および負債の簿価に次期に生じると予想される合理的な結果の範囲 ④不確実性が解消されない場合には、資産および負債に関する過去の前提について行った変更の説明

(CDSB 2022, p. 7をもとに筆者作成)

表12 有形固定資産

	根拠規定	チェック事項
32	IAS第16号 パラグラフ51	・気候関連の諸要因（新法の制定、消費者のニーズ、需要の変化）が、所有する資産の耐用年数および残存価額に影響を及ぼしているか？
33	IAS第1号 パラグラフ125 パラグラフ129	・重要な気候関連の前提または見積りが資産の耐用年数および（または）残存価額に反映されている場合、見積りの不確実性の発生要因、主要な前提、および感度に関する情報を開示しているか？

(CDSB 2022, p. 11をもとに筆者作成)

表13 資産の減損

	根拠規定	チェック事項
20	IAS第36号 パラグラフ9	・気候関連の減損の兆候（需要の減少、商品価格の下落、温室効果ガス排出規制、技術革新、炭素コストの上昇、保険料の値上り等）の有無を検証したか？
21	IAS第36号 パラグラフ30	・気候関連の減損の兆候が認められる場合、それが長期のキャッシュフロー、資産の残存耐用年数、および使用価値の算定に及ぼす影響を検討したか？
22	IAS第36号 パラグラフ33	・企業による最善の見積りが気候関連事象の影響を勘案した将来キャッシュフローとなる場合、予算または予測期間を超えるキャッシュフローを資産の耐用年数にあわせて勘案しているか？
23	IAS第1号 パラグラフ17 パラグラフ31 パラグラフ125 パラグラフ129	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の回収可能価額の算定に用いた前提を開示しているか？ ・IAS第36号パラグラフ132は、資金生成単位にのれんまたは耐用年数が識別不可能な無形資産が含まれる場合を除き、資産の回収可能価額の算定に用いた前提を開示することを強制していない。これについて、IAS第1号によれば、情報利用者にとって重要性を有すると認められる場合、当該開示を行うことがのぞましいとされる。 ・IAS第1号に基づく具体的な開示事項は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ①減損の兆候（減損損失を認識していなくとも開示する） ②使用価値の算定に用いる予測キャッシュフローを算定するために要する前提および見積り ③主要な前提および見積りの重要な変更に関する感度分析 ④前提を変更することによって、次期に多額の減損損失を認識するかまたは減損損失の戻入れを行う可能性
24	IAS第36号 パラグラフ134	<ul style="list-style-type: none"> ・報告期間の終了日ごとに減損テストの実施を求められるのれんまたは耐用年数が識別不可能な無形資産について、気候関連事象の影響を受ける場合、減損の兆候の有無を問わず、次の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> ①回収可能価額に影響を及ぼす主要な前提 ②主要な前提の決定に関する経営者の方針 ③5年を超える場合、キャッシュフローの予測期間 ④企業が事業活動を行っている国（々）または当該資産が使用される市場における長期平均成長率を超える率を用いる場合には、正当な理由

(CDSB 2022, p. 9をもとに筆者作成)

表14 引当金および偶発負債

	根拠規定	チェック事項
34	IAS第37号 パラグラフ14 パラグラフ59	・気候関連事象によって、新たに引当金を認識する必要が生じるか、または認識済みの引当金額を修正する必要が生じるか、検討したか？*
35	IAS第37号 パラグラフ45	・貨幣の時間的価値が及ぼす影響に重要性が認められる場合、引当金の測定に用いるキャッシュアウトフローおよび割引利率に気候関連事象に関するリスクおよび不確実性を反映したか？**
36	IAS第37号 パラグラフ85	・気候関連事象を反映することに伴うキャッシュアウトフローの時期に関する不確実性を開示したか？ ・情報利用者に適切に情報を提供する必要があると認められる場合、将来事象に関連して、気候関連事象に関する主要な前提を開示したか？
37	IAS第37号 パラグラフ86	・気候関連事象によって新たに生じる潜在的な義務に由来する偶発負債の開示の要否を検討したか？ ・気候関連事象によってすでに生じている偶発負債のうち、資源流出の蓋然性の水準が「乏しい」から「可能性がある」へと引き上げられた項目の開示の要否を検討したか？ ・気候関連の規制に違反したことについて争いがあり、かつ、違反に伴う支払いを行う蓋然性が50%未満である場合、潜在的な訴訟および罰金の支払いにかかる偶発負債の開示の要否を検討したか？
38	IAS第1号 パラグラフ17 パラグラフ31 パラグラフ112	・将来において温室効果ガスの排出量を削減するというコミットメント等、気候関連の義務が引当金の認識要件を充足しない項目が、投資家にとって重要性を有すると判断される場合、当該義務が及ぼす影響を開示したか？

* 新たな環境法によって生じる法的義務に関する引当金、企業が「正味ゼロ目標」を公表することによって生じる推定的義務に関する引当金、および気候関連事象によってコストが増加することによって生じる不利な契約にかかる引当金について、このような検討を行う必要がある。

** 石油・石炭・ガス、化学、セメント工場等を建設・操業することによって生じる廃棄、原状回復、およびそれらに類似する負債（資産除去義務）にかかる引当金を認識している状況において、①関連する有形固定資産に評価減が生じるかまたは当該資産の耐用年数が短縮され、かつ、②引当金と当該資産が分離不可能である場合には、引当金額を増加すべく修正する必要がある。

(CDSB 2022, p. 11をもとに筆者作成)

【付記】

本稿は、2021年度滋賀大学経済経営研究所研究助成による研究成果である。

参考文献

- Australian Accounting Standards Board (AASB) and Auditing and Assurance Standards Board (AUASB) . 2019. *Climate-related and Other Emerging Risks Disclosures: Assessing Financial Statement Materiality Using AASB/IASB Practice Statement 2*.
- Climate Disclosure Standards Board (CDSB) . 2020. *Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting*.
- ——— . 2021a. *Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting*. Supplementary Paper 1.
- ——— . 2021b. *Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting*. Supplementary Paper 2.
- ——— . 2022. *Accounting for Climate: Climate-related Checklist for IFRS Financial Statements*.
- Deloitte. 2020. *A Closer Look—Investor Demand for Corporate Reporting in Line with the Paris Agreement on Climate Change*.
- Inevitable Policy Response (IPR) . 2021. *The Inevitable Policy Response 2021: Policy Forecasts*.
- International Accounting Standards Board (IASB) . 2019. *IFRS Standards and Climate-related Disclosures*. In Brief.
- ——— . 2020. *Effects of Climate-related Matters on Financial Statements*. Educational Material.
- ——— . 2021. *The Annotated Issued IFRS Standards—Standards Issued at 1 January 2021*.
- Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) . 2017. *Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*. Final Report.
- 赤塚尚之. 2021. 「気候関連リスクと引当金会計」『滋賀大学経済学部研究年報』(28): pp. 75-101.
- ——— . 2022a. 「文献解題 Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting (CDSB Guidance) (その1)」『彦根論叢』(430): pp. 88-105.
- ——— . 2022b. 「文献解題 Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting (CDSB Guidance) (その2)」『彦根論叢』(431): pp. 84-102.
- 鷲地隆継. 2021. 「気候変動の影響(その5) 気候変動と減損会計・引当金」『会計情報』(540): pp. 30-33. デロイトトーマツ.

Annotated Bibliography of CDSB Guidance “Accounting for Climate: Integrating Climate- related Matters into Financial Reporting” (3)

Naoyuki Akatsuka

The aim of this paper is to introduce Chapter 2 and the relevant illustrative examples in Appendix A of CDSB Guidance *Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting* printed in December 2020 in the Japanese language. CDSB Guidance focuses on the effects of material climate-related matters on companies’ general purpose financial statements (including relevant footnotes) prepared by companies that apply IFRSs. In particular, Chapter 2 addresses the question of how preparers can integrate climate-related matters into reporting in line with the four existing IFRS Standards, and what such disclosures might look like.

Due to space constraints, this paper focuses only on matters in Chapter 2, which is related to IAS 36 *Impairment of Assets* and the relevant illustrative examples in Appendix A.

Keywords: Climate Disclosure Standards Board (CDSB); climate-related matters; climate-related risks; IAS 36

JEL Classification Codes: M41